

平成30年6月14日現在

機関番号：13501

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12969

研究課題名(和文) 西洋と非西洋のあいだ 上杉慎吉の憲法学の再構築の試み

研究課題名(英文) Between the Western and non-Western: reorganization of constitutional law on UESUGI Shinkichi

研究代表者

森元 拓 (MORIMOTO, Taku)

山梨大学・大学院総合研究部・准教授

研究者番号：50374179

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)： 上杉慎吉の憲法学に対する評価は極めて低い。戦前の軍国主義・天皇絶対主義支配を肯定したものとして、(とりわけ美濃部憲法学と対比されつつ)そもそも検討に値しない、というのが学界の標準的な評価であろう。しかし、上杉の法理論は、プラトンやヘーゲル、ルソーなど西洋の法思想を基盤としており、この点について従来の研究が十分にフォローしてきたとはいえない。そこで、本研究では、上杉の思想的背景を踏まえつつ、上杉憲法学の再構築を試みた。また、戦前期の他の公法学者との比較検討を行なった。

研究成果の概要(英文)： Evaluation of constitutional theory of Uesugi Shinkichi is extremely low. It is a standard evaluation by the academic community that it is not worth considering in the first place (especially compare with that of Minobe Tatsukichi), as it affirmed militarism / emperor absoluteism rule. However, Uesugi's legal theory is based on Western law ideas such as Plato, Hegel, Rousseau and it is hard to say that conventional research has been adequately followed on this point. Therefore, in this research, I tried to reevaluate and restructure constitutional theory of Uesugi, taking his ideological background into consideration. In addition, we conducted a comparison study with other public law scholars in the prewar period.

研究分野：法思想史・法哲学

キーワード：上杉慎吉 美濃部達吉 天皇機関説論争 天皇機関説事件 天皇主権説 国体憲法学派

### 1. 研究開始当初の背景

上杉慎吉は、穂積八束の後継として東大法科の憲法学講座を主任し、美濃部達吉とともに戦前日本の憲法学の一翼を担った。しかし、明治末年の天皇機関説論争の評価をみるまでもなく、上杉の憲法理論に対する評価は低く、天皇主権説を唱え、戦前の軍国主義に与るとされる上杉憲法学は、現在に到るまで忘却の彼方へと追いやられている。

確かに、上杉憲法学にそのような要素があることは否定できない。しかし、法思想史的にみると、上杉の法理論は、西洋の法思想の基盤の上に構築されている。たとえば、彼の国家論は、後に述べるように、ヘーゲルの弁証法的国家観をもとに、プラトンのイデア論的哲人王統治とを総合したものを基礎にしている。本研究では、このような、従来看過されていた彼の西洋法理論的基礎をふまえて、上杉憲法学の再構成を試みる。

### 2. 研究の目的

上杉の法理論は、彼が欧州遊学中に積極的に摂取した西洋法理論を基礎としており、単純な日本主義・復古主義ではない。従来の上杉に対する研究は、完全にこの点を看過している。上杉の国家論・文明論の意義は、西洋近代の隘路を意識し、その克服への意思にある。上杉は、西洋的帝国主義国の一員として矛盾を孕んだ日本の隘路を自覚し、その克服策として日本独自の国家論(国体論)を展開したのではなからうか。

このような問題意識は、独り上杉のみのものではなく、短期間で西洋思想を摂取した近代日本思想の通奏低音であるといつてよい。私は、このような認識のもと、上杉の再評価と天皇機関説論争の再構成を足掛かりとして、戦前の日本の思想家達が「西洋と非西洋の間」で日本をどのように定位しようとしたのかということ論考することを目的とする。

### 3. 研究の方法

本研究は、次の2つの要素からなる。すなわち、(1)上杉憲法学の再構築、(2)上杉憲法学と「文明の超克」である。

#### (1) 上杉憲法学の再構築

第一に、先行研究を精査しつつ、上杉憲法学の再構成を行った上で、上杉憲法学における「一般国家学」構築の可能性を試みる。ハイデルベルクでイエリネクの指導を受けた上杉は、イエリネク同様、実は一般国家学の構築を企図していた。上杉に関するこれまでの研究は、上杉の実定法学的側面からのみ検討されている。しかし、実は上杉は社会学的アプローチに強い関心を持ち、1922年にはじめて東大法学部で「社会学」の講義を担当したとされている。早逝した上杉が「一般国家学」を結実させることはなかったが、本研究では、上杉憲法学が有する諸要素を再構成す

ることによって、上杉憲法学の「一般国家学」の構築を試みる。これによって、上杉憲法学が単純な国粹主義的で天皇主権論的憲法論ではなく、戦前日本の公法学の一端を担うような法理論であったことを実証し、従来の戦前日本の公法学説史における上杉憲法学の再評価を行う。

#### (2) 戦前日本の公法学における上杉憲法学の意義

上杉憲法学の再構成を行ない、その意義を探ることは、とりもなおさず戦前日本の憲法学の再構成を促すものである。この意味で、上杉憲法学の検討は、上杉と美濃部という両者の憲法理論の比較研究にとどまらず、戦前日本の主要な公法学者(筭克彦、里見岸雄、黒田覚、佐々木惣一等)との比較研究という指名を必然的に伴うことになる。まずははじめに、上杉憲法学と、政治的方向性が類似している筭克彦と里見岸雄との比較検討からはじめる。

### 4. 研究成果

研究は、(1)上杉慎吉の文献研究・先行研究を出発点として、(2)戦前日本の公法学における上杉憲法学の意義について考察・検討を行なった。

#### (1) 上杉慎吉の文献研究・先行研究

上杉憲法学に対する評価は極めて低い。戦前の軍国主義・天皇絶対主義支配を肯定したものと、(とりわけ美濃部憲法学と対比されつつ)そもそも検討に値しない、というのが学界の標準的な評価であろう。従って、上杉憲法学を真剣に精査した先行業績は皆無に等しい。

このため、(少数の先行研究の精査は当然の前提として)上杉の文献研究にウェイトを置き、独自の分析枠組みを構築することを目指さざるを得なかった。

私は、上杉憲法学を次の三段階に区分し、3つの期間の異同に着目しつつ分析すべきであると考えた。初期・機関説期(1906年以前):上杉が欧州に留学する前の時期。知られていることだが、この時期は上杉は天皇機関説論者で、当時の一般的学説と同様、立憲主義的な公法理論を展開していたとされる。中期・確立期(1909-1920年頃):留学中、「深く我が国体ノ万国無比」を実感した上杉は、機関説論者から天皇主権説論者へ転回した。この時期に上杉は独自の憲法学を確立したと考えられる。後期・社会学受容期(1920年頃以降):上杉の憲法学は、1920年頃より新たな展開をみせる。それは、彼の理論が、社会学を受容し、法理論に留らない広汎な社会理論として展開していく。

従来の研究も、初期を中期・後期と区分することは一般的であったが、さらに、後期を区分し、上杉憲法学における社会学の意義について考察した論考は存在していない。本研

究は、後期上杉に特徴的な「相関連続」論や普選推進論が、このような社会学的影響を強く受けていることに着目して研究した。

また、初期と中期との隔絶も、これまでは「回心」などと言われ、上杉の憲法理論の全面的変説であるという評価が一般的であったが、この点は慎重に検討する必要がある。即ち、変化したのは、彼の実践的政治的方向性であって、上杉の憲法理論は、言われているほど変化していないのではないか。すなわち、従来の学説は、先に述べたとおり、3年の欧州留学の際に、上杉自身が日本の国体の独自性を自覚したと述べていることを無批判に受容している。自己理解としてはそのとおりなのだろう。しかし、それと彼の憲法学説が理論的にどの程度変化したかは完全に別の問題である。彼の政治的スタンスの変化と、彼の理論的変容は全くの別問題である。従来の学説はこの点について完全に看過していると言わざるを得ない。

### (2) 戦前日本の公法学における上杉憲法学の意義

(1)の基礎的研究をふまえ、戦前日本の公法学における上杉憲法学の位置と意義について研究を行なった。

この際、着眼点としては、美濃部憲法学との比較研究と明治末年の天皇機関説論争の意義、筧克彦や後の国体憲法学派(里見岸雄等)との比較研究である。美濃部-上杉論争は、日本における天皇機関説(立憲主義)と天皇主権説(国権主義)との単純な対立ではなく、ドイツ公法学の影響が背景にあり、その点を美濃部・上杉ともに意識しつつ、論争は進展している。このような論考の成果を『法思想の水脈』に掲載した。

また、は、上杉の憲法理論は、筧や国体憲法学派との強い政治的親和性を有しつつも、三者の思想背景や論理構造には相違点が少なく、この点を看過するとそれぞれの思想上の特徴を把握することはできない。このような論考をベースとして『近代法思想入門』を執筆した。

### (3) 上杉憲法学の再構築

以上の研究の蓄積をふまえ、上杉憲法学の再構築について、一定の目処と見通しをつけているところである。ところが、この部分については、研究期間内に研究業績を交換することは叶わなかった。それは、本課題の地平が、プラトンからヘーゲルの国家論やコント社会学、ルソーの法論にまで及び、当初の予想より遥かに広く深いものであることを把握し、これらの諸理論と上杉憲法学との接続に手間取ったためである。ただし、研究成果として発表する目処はついており、今後、できるだけ速やかに研究業績として、発表・公開を行なっていきたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

・森元 拓、石塚 迅、逆照射、歪み、接着剤、アジア法研究、査読無、第9号、2016年、267-276

〔学会発表〕(計1件)

森元 拓、美濃部達吉と戦前日本の憲法学説、北陸公法判例研究会、2016.6.5、石川四高記念文化交流館(石川県・金沢市)

〔図書〕(計2件)

・森元 拓 他、法律文化社、法思想の水脈、2016、250(138-152)

・森元 拓 他、法律文化社、近代法思想史入門 - 日本と西洋の交わりから読む、2016、275(183-275)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等  
なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

森元 拓(MORIMOTO, Taku)  
山梨大学大学院総合研究部・准教授  
研究者番号：50374179

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし

(4)研究協力者  
なし